

北海道教育大学テニユア・トラック制度に関する要項

制 定 平成25年10月2日

(趣旨)

第1条 この要項は、本学が実施するテニユア・トラック制度に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 テニユア・トラック制度は、優れた若手研究者や教職経験者など多様な人材をテニユア・トラック教員として採用し、教員養成を担当する教員として養成し、公正かつ厳格な審査を実施の上、学術上及び業務の遂行上優れた実績を認める場合にテニユアを授与し、もって本学の将来を担う優れた教員を育成することを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニユア 国立大学法人北海道教育大学職員就業規則（平成16年規則第1号）及び国立大学法人北海道教育大学教員人事規則（平成16年規則第2号）の適用を受ける大学教員としての身分をいう。
- (2) テニユア・トラック制度 国立大学法人北海道教育大学特任職員就業規則（平成24年規則第27号。以下「特任職員就業規則」という。）の適用を受ける特任教員として雇用された者に対し、その者に係るテニユア・トラック期間の満了時までにはテニユアの付与に係る審査（以下「テニユア審査」という。）を行い、当該審査において可とされた者についてはテニユアを付与し、不可とされた者についてはその者に係るテニユア・トラック期間の満了をもって退職する制度をいう。
- (3) テニユア・トラック教員 テニユア・トラック制度により雇用された特任教員をいう。
- (4) テニユア・トラック期間 テニユア・トラック教員として雇用されてからテニユアを付与されるまでの期間（テニユアを付与されなかった場合は、労働契約の期間が満了するまでの期間）をいう。
- (5) 部局 札幌校、旭川校及び釧路校をいう。
- (6) テニユア審査 テニユア・トラック教員の研究教育活動を厳正に評価し、第1号に定めるテニユアの教授、准教授又は講師とするための資格審査をいう。

2 前項に定めるもののほか、研究業績等の取扱いについては、北海道教育大学教員の選考に関する申合せ事項（平成23年3月24日教育研究評議会決定。以下「選考申合せ事項」という。）に定めるとおりとすることを原則とし、その適用にあたっては、選考委員会を審査委員会と読み替えて適用する。

(資格)

第4条 テニユア・トラック教員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する研究者で、かつ、40歳未満の者とする。ただし、臨床研修を課せられた医学系分野においては43歳未満の者とする。

- (1) 博士の学位（Ph. D及びEd. Dを含む）を取得後、概ね10年以内の者
- (2) 博士課程を単位修得退学後、概ね10年以内の者
- (3) 修士の学位を取得後、概ね15年以内の者
- (4) 学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に定める学校（以下「学校」という。）において、10年以上の教職経験を有し、学習指導又は生徒指導について優れた実

績を有する者

- (5) スクールコンプライアンス又は学校組織マネジメントに関する知識・技能を有する者
- (6) 国際的又は全国的なレベルのコンクール等への出場の実績、公共のホールあるいは放送等での演奏を複数有する者
- (7) 国際的又は全国的なレベルの展覧会における入選・受賞作品、公共の美術館等が主催企画した展覧会等で発表された作品及び国際的又は全国的なレベルで公開された公共的作品を有する者
- (8) 国際的若しくは全国的な公認競技会への出場・入賞又はそれらの競技会での審判・指導等の実績を有する者

(身分)

第5条 テニユア・トラック教員として雇用する教員は、特任職員就業規則第2条第1項第1号に定める特任教員とし、その身分は同条第2項第2号に定めるⅡ種の特任教員とする。

2 テニユア・トラック教員の職位は、特任准教授又は特任講師とする。

3 テニユア・トラック教員は年俸制を適用し、基本年俸の額は国立大学法人北海道教育大学年俸制の適用に関する細則（平成24年細則第3号）第3条第2項の規定により、3号俸（420万円）以上8号俸（720万円）以下とする。

(テニユア・トラック期間)

第6条 テニユア・トラック期間は、5年以内を原則とする。

(他の規定との関係)

第7条 テニユア・トラック教員として特任准教授又は特任講師に採用される者に係る選考手続き等については、この要項の定めるところによるものとし、北海道教育大学特任教員の選考等に関する要項（平成24年12月28日制定）は適用しない。

(採用計画等)

第8条 テニユア・トラック教員の採用に係る本学における枠（以下「採用枠」という。）の策定は、役員会の議を経て、学長が決定する。

2 部局の長は、前項の採用枠を踏まえ作成したテニユア・トラック教員の採用計画について、テニユア・トラック教員採用計画書（別記様式第1号。以下「採用計画書」という。）により学長に申請を行う。

3 学長は、前項の採用計画書について、採用計画の内容を総合的に勘案の上、全学大学教員人事計画会議及び教育研究評議会の議を経て、採用計画を決定する。

(審査委員会)

第9条 テニユア・トラック教員の募集、選考、中間評価及びテニユア審査を行うため、部局の教授会にテニユア・トラック教員審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次の事項について審議する。

- (1) テニユア・トラック教員の選考に関する事。
- (2) テニユア・トラック教員の公募に関する事。
- (3) テニユア・トラック教員の中間評価に関する事。
- (4) テニユア・トラック教員のテニユア審査に関する事。

3 審査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 採用を行おうとする講座等の教授 2人
- (2) 前号に定める講座等以外の教授 2人
- (3) 評議員 1人
- (4) 他校の教授 2人

- 4 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 5 審査委員会は、委員の4分の3以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 6 審査委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決定する。
- 7 第3項第4号に掲げる委員は、学長が本学の教授から当該採用の計画に応じて選出し、全学大学教員人事計画会議が指名した者とする。
- 8 委員に欠員が生じたときは、教授会で後任の委員を選出するものとする。ただし、第3項第4号の委員に欠員が生じたときは、部局の長は学長に欠員補充の申請を行うものとする。

(公募)

第10条 テニユア・トラック教員採用候補者（以下「候補者」という。）は、公募によるものとする。

- 2 前項の公募は、ホームページ等において和文及び英文により行うこととする。

(審議)

第11条 審査委員会は、第13条の規定に基づき候補者の選考を行う。

- 2 審査委員会は、公正・透明な選考を行うため、他大学の研究指導教員である2名の教授から、候補者の研究業績に関する意見をテニユア・トラック教員選考専門分野意見書(別記様式第2-1号)により聴取しなければならない。

- 3 審査委員会は、次に掲げる資料をもって審議を行う。

- (1) 著書、学術論文、作品等
- (2) 経歴書(別記様式第3号)
- (3) 研究業績書(別記様式第4号)
- (4) 教育上の実績(別記様式第5号)
- (5) 学校教育を中心とした教育への深い理解と関心(別記様式第6号)
- (6) 主要担当予定科目の授業計画(別記様式第7号)
- (7) 研究計画書(別記様式第8号)
- (8) その他審査委員会が必要と認める資料

- 4 審査委員会は、候補者の面接を実施するものとする。

- 5 審査委員会は、投票により候補者1名の決定を行う。

- 6 審査委員会は、候補者を選考したときは、第3項に掲げる資料を添えて、選考結果報告書(別記様式第11号)により教育研究評議会に報告する。

(選考)

第12条 教育研究評議会は、前条の報告を基に、投票により候補者の選考を行い、投票者の3分の2以上の賛成により決定する。

(選考基準)

第13条 テニユア・トラック教員として、特任准教授又は特任講師に採用される者に係る選考基準等は、次のとおりとする。

- (1) 特任准教授 選考申合せ事項に定める准教授の選考に準じて行う。ただし、研究業績の数については、准教授に定める数の概ね3分の2程度の数とし、学術論文については、選考申合せ事項のⅠの1(2)ア②に定めるもののほか、教職経験を10年以上有する者の業績について、全国的教育誌に掲載された論文・実践記録を学術論文と同等の業績として扱うものとし、さらに、「(レフリー論文を2編(又は点)以上含む。また、実技系の芸術分野における研究業績には、1編以上の著書・学術論文を含む。)」については、適用しないものとする。
- (2) 特任講師 選考申合せ事項に定める講師の選考に準じて行う。ただし、研究業績の数については、講師に定める数の概ね3分の2程度の数とし、学術論文につ

いては、選考申合せ事項のⅠの1(2)ア②に定めるもののほか、教職経験を10年以上有する者の業績について、全国的教育誌に掲載された論文・実践記録を学術論文と同等の業績として扱うものとし、さらに、「(レフリー論文を1編(又は点)以上含む。また、実技系の芸術分野における研究業績には、1編以上の著書・学術論文を含む。)」については、適用しないものとする。

(審査等)

第14条 テニユア・トラック教員は、審査委員会の中間評価及びテニユア審査を受けなければならない。

2 テニユア・トラック教員は、テニユア・トラック期間において、レフリー論文1編(点)以上を含む学術論文(実技系については、第4条第6号から第8号に定める業績を含む。以下第16条において同じ。)を3編(点)以上発表しなければならない。

3 前項の学術論文には、教育に関する学術論文が含まれていなければならない。

4 テニユア・トラック教員は、テニユア・トラック期間において、本学の附属学校園又は大学を除く国公立の学校(以下「附属学校園等」という。)の教育に関する研究を行い、テニユア・トラック期間の最終年度にその活動記録報告書を作成しなければならない。

(メンター教員)

第15条 部局は、テニユア・トラック教員にメンター教員を配置することができる。

2 メンター教員は、テニユア・トラック教員に対する教育・研究及びテニユア取得に関する指導・助言を行う。

3 メンター教員は、本学の教員をもって充てる。

(中間評価)

第16条 審査委員会は、テニユア・トラック教員の業績の中間評価について、原則としてテニユア・トラック期間の第3年次の終了までに、次の評価基準に基づき評価を実施するものとする。

(1) テニユア・トラック教員として在任中に、レフリー論文を発表しているか。

(2) テニユア・トラック教員として在任中に、2編(点)以上の学術論文を発表しているか。

(3) テニユア・トラック教員として在任中に、競争的外部資金に応募しているか。

2 審査委員会による中間評価は、テニユア・トラック教員に研究業績等を提出させ、書面審査、面接審査により行うものとする。

3 審査委員会は、中間評価の結果を速やかにテニユア・トラック教員に説明し、必要な改善措置を指示するものとする。

4 中間評価の実施後、テニユア・トラック教員が希望し、かつ、審査委員会が認める場合は、第18条に定めるテニユア審査を受けることができる。

(研究環境の整備)

第17条 部局は、第2条に定めるテニユア・トラック制度の目的を実現するため及びテニユア・トラック教員が第14条第4項に定める附属学校園等の教育研究活動を行うことができるよう、テニユア・トラック教員の教育・研究環境を整備し、その教育・研究活動を支援するものとする。

2 部局は、テニユア・トラック教員の研究活動の支援に関わり、テニユア・トラック教員の年間の業務量を100%とした場合における研究活動が占める時間の配分率について、附属学校園等の教育に関わる研究が占める時間の配分率を10%以上、その他の研究活動が占める時間の配分率を40%以上、合計50%以上の研究活動が占める時間の配分率を確保しなければならない。

3 部局は、テニユア・トラック教員に対する教育・研究活動の支援に関わり、担当する教育及び管理運営業務の負担軽減等に配慮しなければならない。

(テニユア審査)

第18条 審査委員会は、原則としてテニユア・トラック期間の最終年次の満了日の6ヶ月前までにテニユア審査を行うものとし、選考申合せ事項に定める基準によりテニユア審査を行うものとする。ただし、選考申合せ事項「3 管理運営に関わる貢献について」及び「4 社会的活動に関わる貢献について」については、適用しないことができる。

2 審査委員会は、第11条第3項(ただし、第7号に定める研究計画書を除く。)に定める資料及び次に掲げる資料並びに面接によりテニユア審査を行う。ただし、前項ただし書きを適用する場合は、次に掲げる資料は使用しない。

(1) 管理運営に関わる貢献(別記様式第9号)

(2) 社会的活動に関わる貢献(別記様式第10号)

3 前項のテニユア審査にあたり、審査委員会は、公正・透明な審査を行うため、他大学の研究指導教員である2名の教授から、テニユア・トラック教員の研究業績に関する意見をテニユア審査専門分野意見書(別記様式第2-2号)により聴取しなければならない。

4 第2項の面接については、模擬授業を含むものとする。

5 審査委員会は、投票によりテニユア付与の可否の決定を行う。

6 審査委員会は、テニユア付与を決定したときは、第2項及び第3項に定める資料を添えて、テニユア審査結果報告書(別記様式第12号)により、教育研究評議会に報告するものとする。

(テニユア付与)

第19条 教育研究評議会は、前条の報告を基に、投票によりテニユア付与の可否の決定を行い、投票者の3分の2以上の賛成により決定する。

(教員選考の特例)

第20条 この要項に基づきテニユア審査を経たテニユア・トラック教員は、北海道教育大学教員選考規則(平成16年規則第19号)に定める選考手続き等を経たものとみなす。

(雑則)

第21条 この要項に定めるもののほか、テニユア・トラック制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成25年10月2日から施行する。